

# 「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!

子ども・子育て支援新制度特集 第1弾 一新制度の仕組み編

☎子ども総務課 ☎724・2876 FAX050・3101・8377

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。新制度の取り組みは、子育て家庭にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

幼稚園・保育園に加えて、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」を普及していきます。また、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業（一時保育・一時預かり）」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

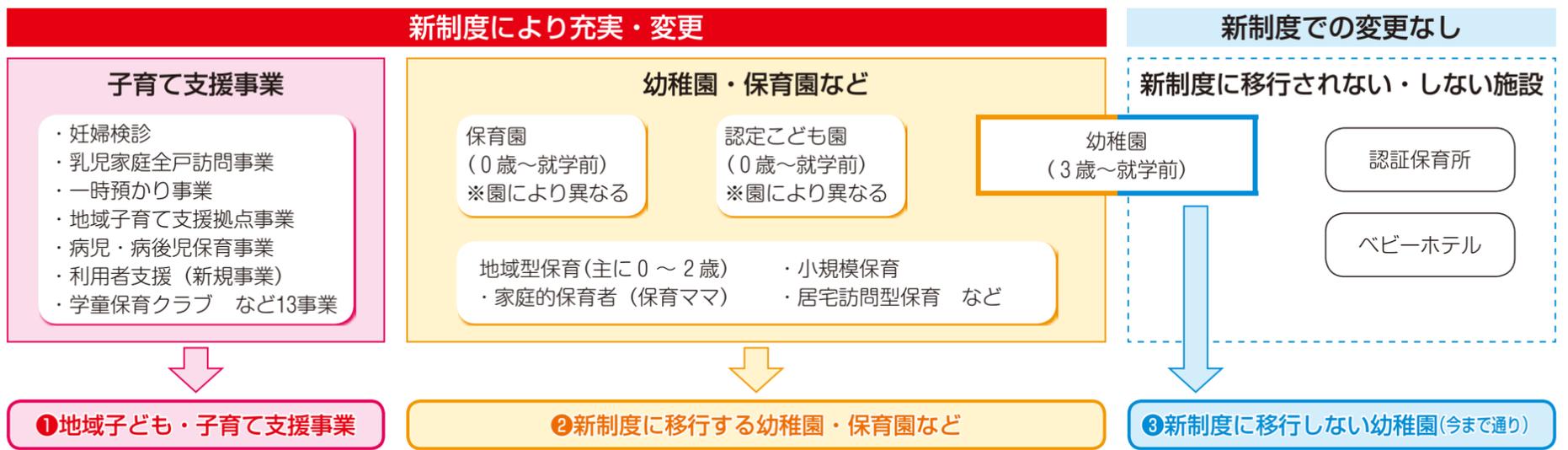
## なぜ新制度が始まるの?

子育てをめぐる急速な少子化や待機児童問題などが深刻化しており、大幅な制度改革が求められていました。そこで、就学前までのお子さんの教育と保育の充実、そしてすべてのお子さんに対する地域の子ども・子育て支援を合わせて進めていくための「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月からスタートします。

## 子育て中の家庭にとって何がかわるの?

- ・ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業（一時保育・一時預かり）」などの子育て支援が、更に充実します。
- ・幼稚園や保育園などを利用するには、市から認定を受ける必要があります。
- ・幼稚園と認定こども園の保育料が、保護者の所得に応じて決まる額（応能負担）になります。

## 子ども・子育て支援新制度の仕組み



### ① 地域子ども・子育て支援事業

お子さんやご家庭に合った「子ども・子育て支援事業」が利用できます。ここで紹介する事業を含め、13の事業があり、新制度で新たに追加されるものもあります。

#### 0～5歳児

##### 【妊婦検診】

東京都内の指定医療機関で指定検査項目を無料で受けられます。

##### 【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）】

お子さんに応じて助産師・保健師・看護師が訪問し、相談を受けたり、情報提供を行います。

##### 【一時預かり事業（一時保育・一時預かり）】

お子さんを一時的に幼稚園、保育園等でお預かりするサービスです。

##### 【地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）】

在宅で子育てをしているご家庭を対象に、幼稚園、保育園等でさまざまなイベントを行います。

#### 小学生

##### 【学童保育クラブ】

仕事をしているなどの理由で、保護者が日中不在になるご家庭のお子さんをお預かりし、遊びや生活の場を提供します。

### ② 新制度に移行する幼稚園・保育園など

#### ● 幼稚園・保育園などを利用するには市から認定を受ける必要があります。

認定には、1～3号認定があり、お子さんの年齢や保護者の方の就労状況等によって市から認定証が交付されます。また、認定により利用する施設が決まります。

	保育必要なし (在宅で保育が可能なお子さん)	保育必要あり (保護者の就労等により 保育を必要とするお子さん)
3～5歳 (就学前)	1号認定	2号認定
0～2歳	—	3号認定
利用施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園、家庭的保育者(保育ママ)などの地域型保育

2・3号認定を受ける場合は、保護者が働いているなどの条件が必要です。なお、その保護者が幼稚園のみを希望する場合は、1号認定となります。また、保護者の働く時間により、保育の最長利用時間は8時間と11時間の2つに分かれます。

#### ● 保育料は保護者の所得に応じて決まる額（応能負担）になります。

#### 移行する幼稚園・認定こども園の場合

##### 今までは

園が決めた保育料（所得に応じて補助金を年2回交付）

##### 新制度では

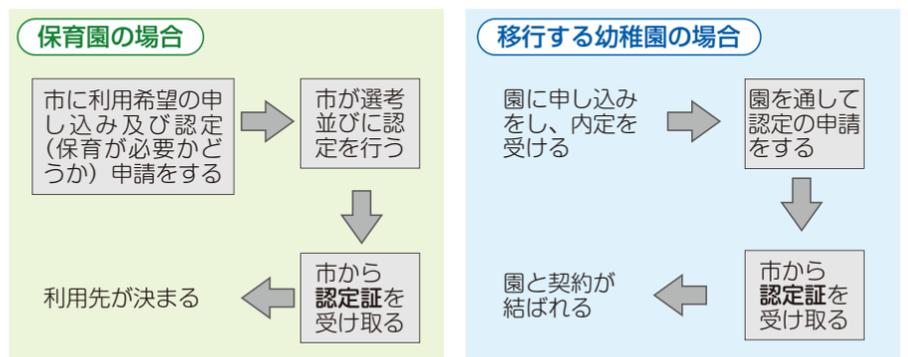
保護者の所得に応じた保育料（補助金の交付はなくなりますが、月々の保育料が所得に応じた額となります）

**注目!!**

#### 保育園の場合

今まで通り（所得に応じて決まる額）です。

#### 〈幼稚園・保育園などを利用する流れ〉（新たに利用する場合）



※認定こども園や家庭的保育者（保育ママ）などの地域型保育を利用する場合、市が利用調整（選考を行い、利用先を決める）を行います。

※現在、幼稚園・保育園に通っていて、2015年度も同じ施設を利用する場合は、園を通して認定の申請をします。

### ③ 新制度に移行しない幼稚園（今まで通り）

- 利用する園が新制度に移行しない場合、認定を受ける必要はありません。
- 保育料は応能負担ではなく、今まで通り園が決める額となります。ただし、市から年2回、所得に応じた補助金（就園奨励費・保護者補助金）が交付される予定です。

※「新制度利用の流れ」や「新制度における保育料」については詳細が確定し次第、今後の本紙でお知らせします。